

中小企業退職金共済制度の概要

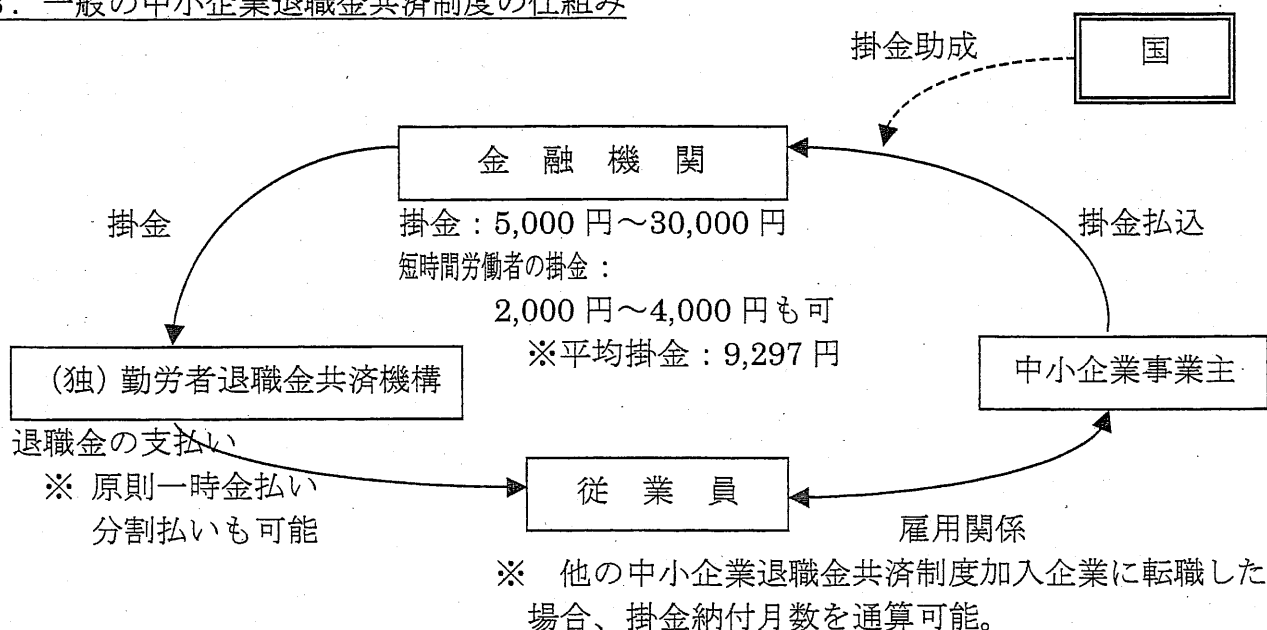
1. 制度の目的

中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

2. 中小企業退職金共済制度の概要

中退制度には、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」があり、現在、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。

3. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

① 税制上の優遇

- ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
- ・ 退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除が、分割して受け取る場合には公的年金等控除が認められている。

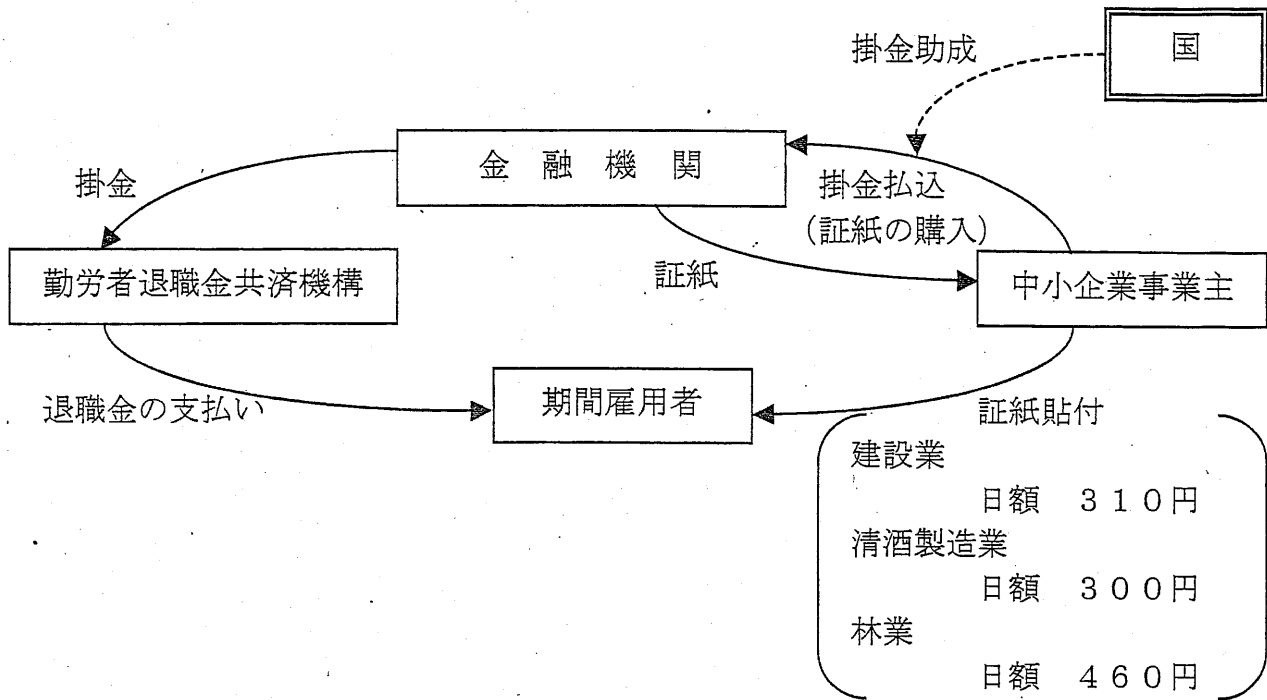
② 掛金助成制度

- ・ 新規加入の場合、原則として掛金月額額の1/2を1年間助成。
- ・ 掛金月額引上げの場合、原則として引上げ額の1/3を1年間助成。

③ 退職金の額

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数により自動的に定まる基本退職金（現在の予定運用利回り 1.0%。）と、機構の運用実績により付加される付加退職金の両者を合算したものとなる。

4. 特定業種退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
 - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
 - ・ 退職金を受け取る場合には退職所得控除。
- ② 掛金助成制度
 - ・ 新規加入の場合、原則として、1年間の1/3を助成。
- ③ 共済証紙の共済手帳への貼付

期間労働者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金が支給される。

※ 特定業種退職金共済制度の予定運用利回り

- ・ 建設業 2.7%
- ・ 清酒製造業 2.3%
- ・ 林業 0.7%

都道府県別一般の中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業加入状況(平成16年9月末現在)

都道府県	一般の中小企業退職金共済制度		建設業退職金共済制度		清酒製造業退職金共済制度		林業退職金共済制度	
	共済契約者数	被共済者数	共済契約者数	被共済者数	共済契約者数	被共済者数	共済契約者数	被共済者数
北海道	17,876	123,293	11,682	301,415	16	595	786	9,149
青森	4,998	38,577	2,528	42,640	37	296	153	1,611
岩手	4,887	38,687	2,189	41,624	48	425	179	2,311
宮城	7,661	50,753	2,949	52,752	49	859	50	623
秋田	4,501	37,823	2,085	32,531	42	812	116	946
山形	5,644	42,444	2,268	35,063	60	565	60	461
福島	6,521	43,733	3,761	58,133	103	679	130	2,074
茨城	7,072	43,390	3,602	35,929	77	475	35	353
栃木	6,043	36,513	3,097	35,901	51	504	78	581
群馬	6,449	42,960	2,961	26,702	45	369	143	595
埼玉	13,242	83,623	4,157	60,654	60	546	32	138
千葉	9,851	58,633	4,780	59,547	44	468	28	436
東京	53,789	392,783	7,080	136,534	14	191	61	173
神奈川	17,939	113,499	5,898	67,277	18	184	40	351
新潟	12,071	99,150	2,984	58,680	101	835	63	675
富山	3,900	32,052	1,876	28,059	26	351	29	626
石川	4,612	33,525	1,413	25,841	52	714	52	1,112
福井	3,081	22,781	2,000	25,398	54	311	20	709
山梨	2,081	14,164	1,652	22,773	33	244	41	293
長野	8,518	65,054	2,941	36,575	93	930	98	1,546
岐阜	8,321	55,920	2,462	38,795	67	600	157	817
静岡	13,460	86,183	4,249	48,134	35	695	102	805
愛知	23,748	152,531	5,216	92,502	85	1,153	81	333
三重	4,340	27,377	3,123	31,998	48	448	44	456
滋賀	3,969	25,661	2,595	27,198	66	769	24	384
京都	9,527	49,153	4,956	43,650	75	2,595	95	558
大阪	30,482	196,575	13,131	166,950	24	371	3	117
兵庫	13,939	85,669	9,745	84,947	123	5,818	55	739
奈良	2,712	17,334	3,452	18,858	61	556	0	0
和歌山	2,586	16,236	2,681	28,914	34	358	141	1,125
鳥取	1,946	13,382	1,174	21,530	35	236	46	302
島根	2,916	22,385	1,439	28,044	50	293	50	605
岡山	6,948	49,330	2,952	44,104	101	1,146	38	619
広島	9,121	67,272	3,498	58,191	100	1,845	45	784
山口	4,939	34,661	2,519	44,435	99	731	20	578
徳島	2,808	18,889	3,537	29,442	42	185	52	846
香川	3,395	24,408	1,391	16,148	23	258	8	216
愛媛	3,131	21,370	2,905	43,435	57	699	61	969
高知	3,575	22,847	1,750	36,814	20	488	71	1,762
福岡	11,851	79,264	10,158	117,508	85	1,490	55	1,154
佐賀	1,784	12,628	1,672	24,418	47	590	23	290
長崎	4,276	27,681	3,741	34,192	29	188	16	227
熊本	5,492	34,569	4,447	55,215	17	197	61	1,468
大分	3,276	24,822	3,832	47,990	55	506	39	1,070
宮崎	3,167	21,529	3,636	46,652	59	233	111	2,610
鹿児島	6,382	38,693	4,811	68,260	92	483	63	1,256
沖縄	3,139	16,044	3,910	49,566	0	0	8	215
計	391,966	2,655,850	180,885	2,531,918	2,552	33,284	3,663	45,068

○中小企業退職金共済事制度における加入目標被共済者数と達成状況（平成16年度）

	平成16年度計画 目標加入数	平成16年度実績 (4月～10月)	平成16年度 達成状況
一般の中小企業退職金制度	354,460 人	239,113 人	67.5%
建設業退職金共済制度	166,680 人	107,112 人	64.3%
清酒製造業退職金共済制度	240 人	132 人	55.0%
林業退職金共済制度	3,000 人	1,681 人	56.0%

○適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への引継申出状況

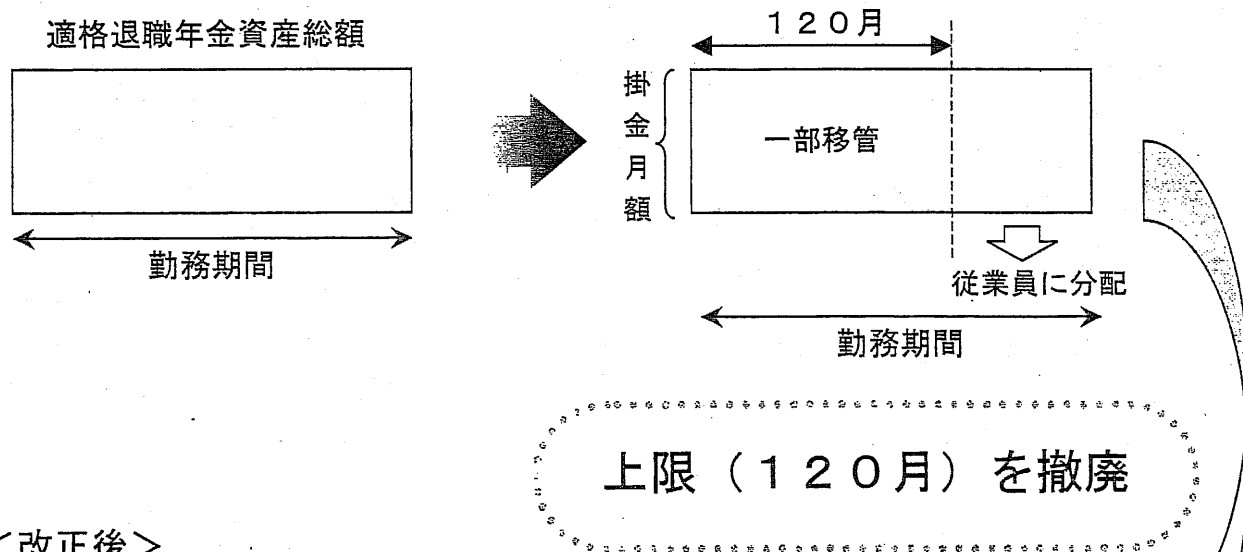
	事業所数	従業員数
平成14年度	1,215 所	28,484 人
平成15年度	2,198 所	62,023 人
平成16年度 (10月末現在)	1,141 所	32,416 人
計	4,554 所	122,923 人

適格退職年金から中小企業退職金共済への移換制度の
 拡充について（移換できる資産の上限の撤廃）

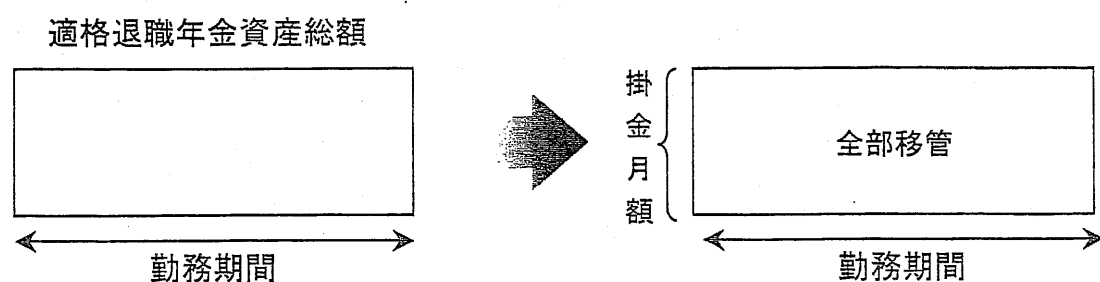
適格退職年金から中小企業退職金共済へ資産を移換する場合において、現行の移換できる資産の上限（掛金の120月分）を撤廃すること等により、資産全額の移換を可能にする。

- 適格退職年金制度の廃止（平成24年3月まで）に伴い、中小企業退職金共済制度（中退制度）を利用してでも退職金制度を存続させようとする企業があることから、適格退職年金制度で積み立てていた資産を中退制度に移換できることとしている。
- しかしながら、現行では、移換できる資産の上限が中退制度の掛金月額120月分までとされているため、いわば退職金制度を存続させるとはいえないケースが生じている。
- このため、今回、退職金制度を存続させようとする企業の要望に応えるとともに、従業員の退職後の所得保障を確実なものにするという観点から、「120月という上限」を撤廃する。

<現 行>



<改正後>



(参考)

- ※ 平成14年度の全移換件数（約3万件）のうち、4分の1が上限による移換。
- ※ 平成17年4月施行。
- ※ 以上の内容については、年金改正法案の中の確定給付企業年金法の改正で対応。